【貸与型奨学金】

令和８年度　日光市奨学生募集要項

【大学生・短大生・専門学校生等】

日光市では、能力があるにもかかわらず経済的理由により就学困難な方に対して、教育の機会均等を図り、将来社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的として修学に必要な学資の一部を**無利子で**貸付しています。

日光市の奨学金制度は、以前奨学生であった方からの償還金を次の奨学生に貸与することにより成り立っています。奨学金の貸与終了時には、次の奨学生のために適切な償還計画を立て、円滑に償還していただきますようお願いします。

Ⅰ　申　請　～　決　定

１　申込要件

日光市奨学金の貸付を受けようとする方は、次の要件を備えていなければなりません。

（１） 保護者が市内に居住していること。

（２） 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する短大・大学・専門学校又はこれと同等の学校に在学していること。

（３） 学業成績が優秀で、健康であること。(P5「日光市奨学生認定基準」を参照)

（４） 経済的理由により修学が困難であること。(P5「日光市奨学生認定基準」を参照)

（５） 確実な連帯保証人（※）を付すこと。

※連帯保証人は、独立の生計を営んでいて、奨学生本人・保護者と別世帯の方、かつ、弁済の資力を有する（奨学生本人が償還完了するまでの確実な保証能力がある）と認められる方です。

（６） 保護者、連帯保証人ともに市税の滞納がないこと。

◎　**他の奨学金と併用することもできます（ただし、併用先の奨学金が併用を認めていない場合は、併用できません）。**

２　奨学金の受付期間、貸付額等

	修学資金	入学一時金
受付期間	令和7年10月1日(水) ～ 随 時 ※令和8年4月末日までに貸付希望の方は、**3月13日(金)まで**に申請してください。 ＊家計急変などにより修学が困難になった場合、年度途中でも申請を受け付けます。問い合わせ先にご相談ください。 ＊５月以降の申込の場合、申込月からが貸付の対象になります。	令和7年10月1日(水)～8年3月13日(金) ※令和8年3月末日までに貸付希望の方は、選考の都合上、**2月13日(金)まで**に申請してください。
貸付額等	①自宅通学　月額:**40,000** 円 ②自宅外通学　月額:**40,000** 円 又は **50,000** 円から選択	**300,000** 円以内

利　子	無利子	
貸付期間	在学する学校の正規の修学期間	
貸付方法及び時期	令和８年４月上旬に在学証明書を提出いただき、在学状況を確認した後分割して貸付します。 **※貸付決定から振込まで約１ヶ月かかります。** **※貸付時期は四半期（３ヶ月分）と半期（６ヶ月分）のいずれかを選択いただきます。**	通常は修学資金と併せて４月に貸付しますが、３月末日までに貸付を希望される場合は、貸付決定後に随時貸付します。 **※貸付決定から振込まで約１ヶ月かかります。**

３　申　　請

◆ 申 請 時 提 出 書 類 ◆

① **奨学金貸付申請書（様式第１号）** 連帯保証人２名（内１名保護者（父母可））・・・・**１通**

＊記入例を参考にご記入ください。

② **卒業高等学校長又は在学校長の推薦調書（様式第２号）・・・・・・・・・・・・１通**

＊様式が添付されていますので、卒業高等学校又は現在在学している学校へ作成依頼してください。（未開封のもの。開封したものは無効）

＊高等学校卒業程度認定試験合格者の方は合格証明書をご提出ください。

③ **合格通知書（写し）**（在学中の方や４月以降申請の方は「在学証明書（原本）」）・・・**１通**

＊申請時に合格通知書（写し）を提出いただいた場合、貸付決定後、４月上旬に改めて「在学証明書」を提出していただきます。

④ **住民票（写し）【市民課発行】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１通**

＊世帯全員、続柄記載のもの（本籍地の記載は不要です）

⑤ **所得証明書【税務課発行】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１通**

＊所得証明書については、申請書添付用の様式に記入例を参考に必要事項をご記入のうえ、税務課（本庁舎２階）で証明を受けてください。

＊両親がいる世帯の場合は父と母、母子又は父子世帯の場合は、母又は父、父母に代わる人が家計を支えている場合は、その方の証明を受けてください。

奨学金の**申請日が令和８年６月３０日までの場合は令和６年中の所得証明書、令和８年７月１日以降の場合は令和７年中の所得証明書**をご用意ください。

㊟ 連帯保証人が「市外」の方の場合は、お住まいの自治体で**市税の完納を証明する書類**を取得し、合わせて提出願います。（※不明な点は下記にお問合せください）

◆ 提出先（お問い合わせ先）　◆

〒321-1292　日光市今市本町１番地　日光市役所東庁舎２階

日光市教育委員会事務局　学校教育課 教育総務係

☎ 0288-21-5181

土・日・祝日を除く
午前８：30～午後５：15 まで

申請の際には必ず「奨学金を受けようとする者（奨学生本人）」と「保護者」の**２名で学校教育課へお越しください**（**郵送不可**）。

※上記時間内にお越しになれない場合は、ご相談ください。

奨学金は、貸与を受けた学生本人が、将来にわたって返還していくものです。
申請にあたっては、ご家庭や学校等で十分ご相談ください。

４　選考方法及び決定

日光市教育委員会事務局において、所得状況、推薦調書等を審査し、市長が決定します。

５　審査結果の通知

選考結果は、「貸付決定通知書」により通知します。なお、この時点では手続きは完了しておりませんので、ご注意ください。次項６の書類の提出をもって手続きが完了⇒貸与開始となります。

６　貸付決定後

奨学金貸付決定通知を受けた方は、指定する期限までに次の書類を学校教育課へ提出してください。（提出書類の詳細については選考結果通知の際にお知らせします。）

◆貸付決定後提出書類◆ ※提出された書類はお返しできません。

① 「誓約書（兼調査同意書）」（様式第４号）

② 「在学証明書」（令和８年４月１日以降に発行されたもの）

③ 保護者及び連帯保証人の「印鑑登録証明書」（令和７年１０月１日以降に発行されたもの）

④ 「支払金口座振替依頼書」

※上記のほか、必要に応じて関係書類の提出をお願いすることがあります。書類の提出が確認された後、貸与開始となりますのでご留意ください。

Ⅱ　貸　付　中

１　在学証明書の提出 ※提出された書類はお返しできません。

奨学生は、貸与期間中、毎年「**在学証明書**」を学校教育課に提出していただきます。（貸与中の年度末に依頼）提出されない場合、あるいは奨学生として適当でないと認められた場合は、貸与の一時停止又は廃止をすることがあります。

２　奨学金貸与の停止又は取り消し

奨学生が次に該当するときは、奨学金の貸与停止又は決定を取り消します。

- 疾病等により休学し、又は退学したとき。
- 転学又は転校したとき
- 学業成績又は素行が著しく不良となったとき。
- 奨学金の貸付けを受ける必要がなくなったとき。
- 奨学金の貸付けを受ける要件を欠くに至ったとき。

※退学等、奨学金の貸付を受ける要因を欠いた場合には、奨学金を一括償還していただきます。

３　貸付中等の届出等

奨学金の貸付中に次のような異動があった場合は「**異動届**」（様式第５号）を提出してください。

- 休学、復学、転学、退学、辞退した場合
- 奨学生、保護者、連帯保証人の住所、氏名の変更があった場合
- 連帯保証人の変更があった場合

Ⅲ　償　還

１　償還方法及び期間

奨学金の貸付を受けて修学している学校を卒業した日後１年を経過した日の属する月の翌月から起算して貸付期間の３倍に相当する期間内に、年賦、半年賦、又は月賦により奨学金を償還しなければなりません。ただし、償還期間を短縮して償還することもできます。

例：４年制大学を卒業した場合

◎奨学金の返還を正当な理由無く遅延した場合、連帯保証人への連絡や請求を行い、年 14.6％の延滞利息や奨学金の一括償還を請求します。

２　償還手続き

奨学金貸付終了の際に、奨学生、保護者、連帯保証人と連署のうえ、**「奨学金借用証書（兼返還明細書）」**（様式第６号）を提出していただきます。

借用証書は、返還開始日の前年度（据置期間中）の１０月頃にお手元に届くよう送付いたしますので、必要事項を記入のうえ指定の期限までにご返送ください。

３　償還猶予

卒業後、さらに上級の学校へ進学したとき、疾病、その他正当な理由により奨学金の返還が困難になったと認めた場合には、一定の期間返還を猶予することができます。別途申請が必要となりますので、学校教育課に御連絡ください。

４　奨学金の返還免除

奨学生が在学中又は奨学金の償還完了前において死亡、または心身障害等の特別な事由が生じた場合には、奨学金の一部もしくは全部の返還を免除、または返還期間の延長を認める場合があります。

◆変更の届出等◆

次のような変更があった場合には**「異動届」**（様式第５号）を提出していただきます。また、異動届のほかに提出いただく書類がある場合がございますので、事前に学校教育課に御確認ください。

- 奨学生、保護者、連帯保証人の住所、氏名の変更があった場合
- 連帯保証人の変更があった場合

※その他、返還途中での繰り上げ返済や返還金額の増額・減額に関する相談も承っております。書類の提出が必要となる場合がありますので、学校教育課まで御連絡ください。

日光市奨学生認定基準（大学生・短大生・専門学校生等）

1.「学業成績が優秀で、健康であること。」

（1）認定基準

学習活動その他の品行が正しく健康で、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある人。

2.「経済的理由により修学が困難であること。」

（1）認定基準

本人の属する世帯で、父母又はこれに代わって家計を支えている人の前年中の認定所得金額が、表1の所得基準額以下である人。

※認定所得金額とは

父母又はこれに代わって家計を支えている人の総収入金額（給与所得の場合は表3に掲げる計算式により求めた所得額、給与所得以外の場合は収入金額から必要経費（売上原価、営業経費）を差し引いた金額）から、表2の特別控除額を差し引いた金額。

表１　所得基準額表

世帯人数	所得基準額（円）
１人	2,860,000
２人	4,550,000
３人	5,270,000
４人	5,720,000
５人	6,170,000
６人	6,500,000
７人	6,770,000
７人を超える場合	人員が1人増すごとに 270,000 円を、世帯人数 7 人の収入基準額（6,770,000 円）に加算

【注1】給与所得の場合、次により計算する。

認定所得金額＝表3により求めた所得額―表2の控除額

（収入金額及び所得額は、1万円未満を切捨てて計算する。）

【注2】給与所得以外の場合は、次により計算する。

認定所得金額＝収入金額から必要経費（売上原価、営業経費）を差し引いた金額―表2の控除額

表2　　特　別　控　除　額　表

<table>
<tr><th colspan="2">控除額の理由</th><th colspan="4">特別控除額</th></tr>
<tr><td rowspan="19">世帯を対象とする控除</td><td>(1)母子・父子世帯の場合</td><td colspan="4">99万円</td></tr>
<tr><td rowspan="18">(2)就学者のいる世帯の場合
(児童・生徒・学生1人につき)</td><td colspan="2">小学校　31万円</td><td colspan="2">中学校　46万円</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>自宅通学</td><td>自宅外通学</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高等学校</td><td colspan="2">国・公立</td><td>39万円</td><td>69万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">私立</td><td>88万円</td><td>118万円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">高等専門学校</td><td colspan="2">国・公立
1～3年次</td><td>39万円</td><td>69万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">国・公立
4・5年次</td><td>43万円</td><td>72万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">私立
1～3年次</td><td>88万円</td><td>118万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">私立
4・5年次</td><td>87万円</td><td>116万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">大　学</td><td colspan="2">国・公立</td><td>74万円</td><td>121万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">私立</td><td>133万円</td><td>180万円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">専修学校</td><td rowspan="2">高等課程</td><td>国・公立</td><td>39万円</td><td>69万円</td></tr>
<tr><td>私立</td><td>88万円</td><td>118万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">専門課程</td><td>国・公立</td><td>36万円</td><td>81万円</td></tr>
<tr><td>私立</td><td>102万円</td><td>147万円</td></tr>
<tr><td>(3)障害者のいる世帯の場合</td><td colspan="4">障害者1人につき(※障害者手帳の写し添付)　99万円</td></tr>
<tr><td>(4)長期療養者のいる世帯の場合</td><td colspan="4">療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額</td></tr>
<tr><td>(5)主たる家計支持者が別居している世帯の場合</td><td colspan="4">別居のため特別に支出している年間金額。ただし、71万円を限度とする。</td></tr>
<tr><td>(6)火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯の場合</td><td colspan="4">日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があって、将来長期にわたり支出増又は収入減になると認められる年間金額。</td></tr>
<tr><td colspan="2">(7)本人を対象とする控除</td><td colspan="4">74万円</td></tr>
</table>

注)　1　控除の事由に2つ以上該当するときは、その特別控除額を併せて控除できる。
　　2　出願者本人分の控除については(7)を適用し、(2)には含めない。

（2）認定所得金額の算定方法

父母双方が給与所得者の場合、主たる家計支持者（収入金額が多い方）の収入金額には給与所得計算式（A）を適用し、従たる家計支持者（収入金額が少ない方）の収入金額には所得税法上の計算式（B）を適用します。

父母一方のみが給与所得者の場合は、（A）を適用します。

区分	収入金額の多寡	適用する表
家計支持者①	① ≧ ②	（A）の表を適用
家計支持者②		（B）の表を適用

表3

給与所得計算式（A）

年間収入金額（万円未満切捨て）	所得額（万円未満切捨て）
267 万円以下	0 円
268 万円以上 400 万円以下	収入金額×0.8 －214 万円
401 万円以上 781 万円以下	収入金額×0.7 －174 万円
782 万円以上	収入金額 －408 万円

給与所得計算式（B）

年間収入金額（万円未満切捨て）	所得額（万円未満切捨て）
65 万円以下	0 円
66 万円以上 163 万円以下	収入金額 －65 万円
164 万円以上 180 万円以下	収入金額×0.6
181 万円以上 360 万円以下	収入金額×0.7 －18 万円
361 万円以上 660 万円以下	収入金額×0.8 －54 万円
661 万円以上 1,000 万円以下	収入金額×0.9 －120 万円
1,001 万円以上 1,500 万円以下	収入金額×0.95 －170 万円
1,501 万円以上	収入金額 －245 万円

計算例　家族5人･･･父･母･祖母･本人（4 月から大学）･弟（中学生）

所得額	父　：年収 550 万円×0.7－174 万円＝211 万円（表3） 母　：年収 300 万円×0.7－18 万円＝192 万円（表3）
控除額	本人：74 万円（表2）-（7） 弟　：46 万円（表2）-（2）

認定所得金額（所得額－控除額）　－　収入基準額（表1）　＝　マイナスになれば基準内

（211 万円＋192 万円－74 万円－46 万円）－　617 万円　＝　－334 万円

奨学金手続きの流れ

01 準備

【申請者】

- 在学する学校、市役所本庁舎、行政センター、地区センター、市ホームページ等から「募集要項」及び必要書類（各種様式）を入手してください。
- 学校に「推薦調書（様式第２号）」の作成を依頼し、受領してください。

02 申込

【申請者⇒学校教育課】

- 募集要項P２参照の上、申請時必要書類を 奨学生本人と保護者の**２名で**学校教育課窓口まで直接提出 **（※郵送不可）**

選考・決定

【学校教育課⇒申請者】

- 日光市教育委員会事務局において、所得状況、推薦調書等を審査⇒市長が決定
- 選考結果を「貸付決定通知書」により申請者へ通知

1~3週間程度

03 貸付開始

【申請者⇒学校教育課】

- 奨学金貸付決定通知を受けた方は、指定する期限までに次の書類を学校教育課へ提出してください。

① 誓約書（兼調査同意書）② 「在学証明書」（R8.4.1以降発行のもの）
③ 保護者及び連帯保証人の「印鑑登録証明書」（R7.10.1以降発行のもの）
④ 「口座振込依頼書」

1ケ月程度

貸付中

【学校教育課⇒申請者】

- 貸付時期四半期（３ケ月分）or半期（６ケ月分）で交付

※奨学生は、毎年４月に「在学証明書」を学校教育課に提出

04 貸付終了

【申請者⇒学校教育課】

- 貸付終了後、奨学生は保護者、連帯保証人と連署のうえ、「奨学金借用証書兼返還明細書」を償還開始前年度の指定期間内に学校教育課に提出

償還猶予措置
1年間

05 償還開始

【申請者⇒学校教育課】

- **貸付期間の３倍に相当する期間内に、年賦、半年賦、月賦により、償還**

06 償還終了

様式第１号(第３条関係)

申請番号	―　―
受付日	・　・
登録番号	―　―

日光市奨学金貸付申請書

令和　○年　○月　○日

（宛先）日光市長　様

申請者	フリガナ	ニッコウ ハナコ		生年月日	平成○年　○月　○日
	氏名	日光　花子			
	現住所	〒321－○○○○ 日光市○○町1　※申請時点の住所			
	連絡先	自宅	0000－00－0000	携帯	000－0000－0000
	入学志望校又は現在校	学校名	○○○大学		
			○○○○学部　○○○○学科		
			1 学年	修学期間	4 年間
			自宅通学	月額　４万円	
			☑自宅外通学	月額　5 万円（4 万円又は 5 万円から選択）	
		☑入学一時金	希望額	30万円	
			早期貸付希望	☑有　□無	
	貸付期間	令和　7年　4月　1日　から　令和　11年　3月　31日まで			
保護者	フリガナ	ニッコウ カズオ			
	氏名	日光　一男			
	現住所	〒321－○○○○ 日光市○○町1			
	連絡先	自宅	0000－00－0000	携帯	000－0000－0000
					記入不要　円

新入生は、進学先を記入してください。
在学生は、在学校を記入してください。

生計を一にする方全員分記入してください。
同居・別居・学校等の状況は、提出（申請）時の状況で記入してください。

請者の家族状況					（又は在学校名及び学年）
	同居・別居	父	日光　一男	47	○○会社　00－0000
	同居・別居	母	日光　良子	45	○○会社　00－0000
	同居・別居	祖母	日光　フジ	72	無
	同居・別居	弟	日光　学	13	○○中学校　1年
	同居・別居	本人	日光　花子	18	○○高校　3年
	同居・別居				

申請理由	☆必ず奨学金を受けようとする理由を記載してください。 【記入例】私は、○○を目指しており、都内の大学に通うため一人暮らしを予定しています。大学の学費は、日本学生支援機構からの奨学金の他、半分を親に負担してもらう予定です。生活費は自分自身でアルバイトをして賄おうと考えていますが、兄弟も学生で学費がかかるため親の負担をなるべく軽くできるようにしたいと考えています。そのため、安心して勉学に励めるよう日光市の奨学金の貸付けを受けたく申請いたします。

連帯保証人	フリガナ	トチギ　タロウ		生年月日	昭和○年　○月　○日
	氏名	栃木　太郎			
	現住所	〒321－○○○○ 日光市○○町2			
	連絡先	自宅	0000－00－0000	携帯	000－0000－0000
	申請者との関係（続柄）	伯父		職業	会社員

別世帯の方
（住民票全員写しに記載されていない方）

けを申請します。
選考審査において必要なときは、市の職員が私及び私
税務情報を確認することに同意します。

令和　○年　○月　○日

申請者氏名　日光　花子

保護者氏名　日光　一男

連帯保証人氏名　栃木　太郎

連帯保証人が日光市在住でない場合は、記入の必要はありませんが、別途、お住まいの自治体で市町村税を完納していることを証明する書類が必要になります。「記入例４」を参考にしてください。

記入例２　推薦調書

様式第２号（第３条関係）

奨　学　生　推　薦　調　書

（フリガナ） 氏　　名		性別	男・女	生 年 月 日	年　　月　　日生
現　住　所					
学　校　名		課　　程			
入　学　等	年　　月　入学・編入学・転入学				
	年　　月　卒業・卒業見込み				
人物所見					
成績所見					
健康所見					
その他参考事項					
授業料減免の状況	無　・　有（月額　　円に対し　　円減免）				

在学校に様式を提出し、作成を依頼します。

（申請時は未開封のまま提出してください）

※大学入学時に申請する場合は、卒業予定の高校に依頼する。

※大学在学中に申請する場合は、大学の学校長に依頼する。

上記記載のとおり貴市の奨学生として適当の者と認め、推薦します。

年　　月　　日

学校長　　印

日光市長　様

記入例３　所得証明書

令和8年度申請書添付用

所　得　証　明　書

令和　　年　　月　　日

日 光 市 長　様

世帯主住所 日光市○○町１

世帯主氏名 日光　一男

申請者氏名（奨学生） 日光　花子

奨学生氏名を記入

太枠内に、父母又はこれに代わって家計を支えている人の氏名を記入し、「税務課市民税係」で証明を受けてください。

奨学金貸付申請のため、下記事項についての証明を請求します。

記

申請者記入欄			令和＿＿＿年中の所得（市町証明欄）※（注）							
父母又はこれに代わって家計を支えている人の氏名を記入してください			給与及び年金所得 上段に給与及び年金所得（控除後の金額）を、下段に収入金額（控除前の金額）を併記して下さい	給与以外の所得 基礎控除等の「所得控除」を行う前の金額		控除対象配偶者の有無	配偶者を除く扶養親族の数			
申請者との続柄		氏　名		給与以外の所得額（一時所得・譲渡所得及び年金を除く）	給与以外の所得の種類		老人	特定	16歳未満	その他
父		日光　一男	円	円		有・無				
母		日光　良子								
父母以外の者										
			円 円	円		有・無	人	人	人	人
			円 円	円		有・無	人	人	人	人

この欄には、記入しないでください。
税務課で記入します。

※（注）奨学金の申請日が令和8年6月30日までの場合は、令和6年中の所得証明を、
申請日が令和8年7月1日以降の場合は、令和7年中の所得証明を受けてください。

第　　号

令和　　年　　月　　日

上記のとおり証明します。

日光市長　　瀬　髙　哲　雄

連帯保証人が、市外の方の場合に必要な書類

①　印鑑証明書

②　市町村税を完納していることを証明する書類（滞納していないことがわかる書類）

日光市の場合は、以下の完納証明書となりますが、自治体によっては、納税証明書となるなど様式が異なりますので、詳しくは各自治体の税金の担当課にお問い合わせください。

※課税証明書ではありませんので、ご注意ください。

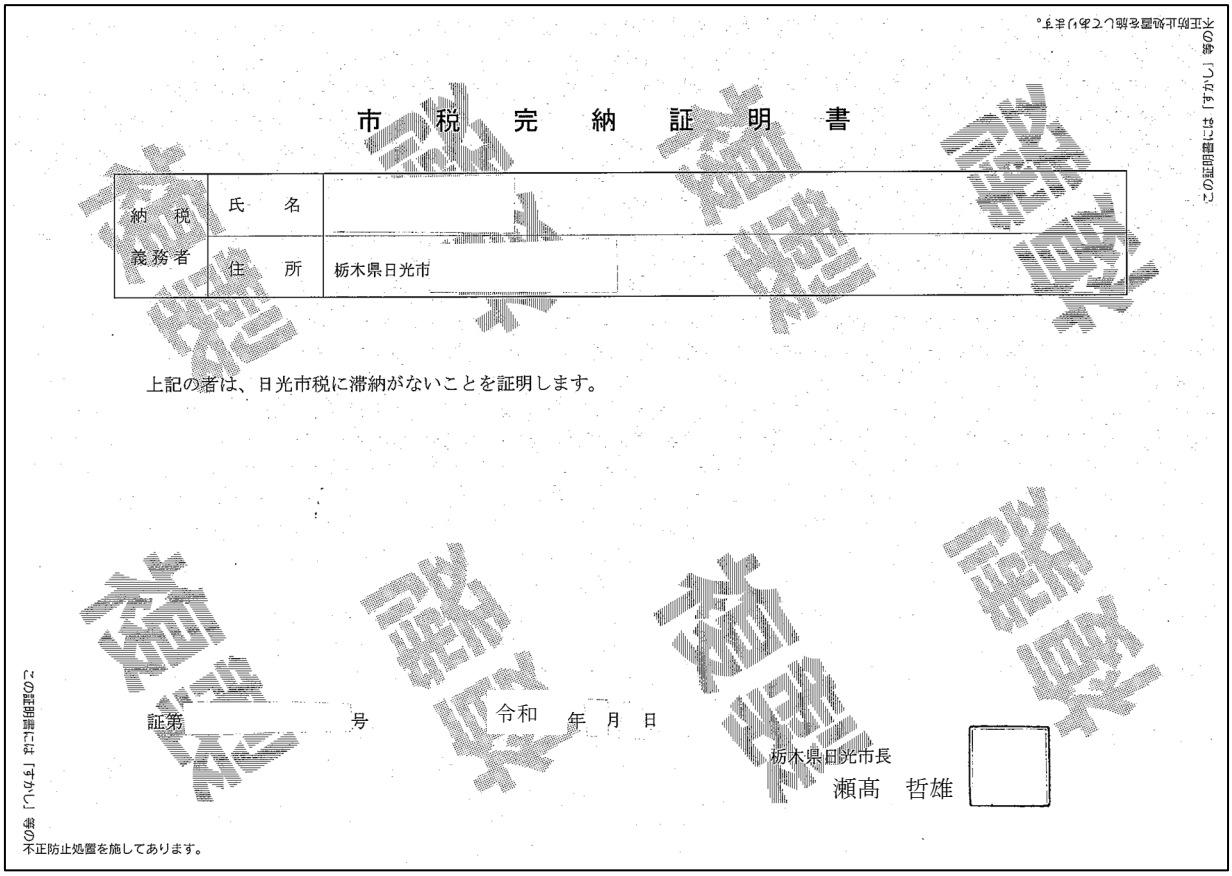

この証明書には「すかし」等の不正防止処置を施してあります。

市　税　完　納　証　明　書

納税義務者	氏　名	
	住　所	栃木県日光市

上記の者は、日光市税に滞納がないことを証明します。

証第　　号　　令和　　年　月　日

栃木県日光市長
瀬高　哲雄

この証明書には「すかし」等の不正防止処置を施してあります。

日光市奨学金償還免除制度のお知らせ

日光市では、学校を卒業後に、一定期間日光市に定住する方を対象として、奨学金償還の一部を免除する制度があります。
※償還開始が平成２８年４月以降の方が対象になります。

免除対象者

現行の日光市奨学金貸付金制度を利用している方のうち、下記の条件に該当する方の修学資金の償還の一部を免除します。

（１）奨学金の貸付を２年以上受けて、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校を卒業した方

（２）学校等を卒業した翌月から、奨学金の償還が完了する日までの間に、日光市に住所を定め、引き続き５年間定住して就労する方
※在学中から市内に住所を定めている方も対象になります
※日光市に在住していれば、市外で就労している方も対象になります

（３）奨学金の償還及び市税納付に滞納がない方

免除の対象外の奨学金

（１）入学一時金
（２）高等学校(高校生)の修学資金

償還免除額

奨学金(修学資金)の償還期間(貸付期間の３倍の期間)において、各年度で均等償還する場合の免除要件を満たした時点の償還残額。ただし、貸付総額の１／３を上限とします。

学校別	貸付月額	貸付期間	貸付総額	返還期間	免除上限額
大学	4万	4年	1,920,000 円	12年	640,000 円
	5万	4年	2,400,000 円		800,000 円
短大	4万	2年	960,000 円	6年	320,000 円
	5万	2年	1,200,000 円		400,000 円
専門学校	4万	2年	960,000 円	6年	320,000 円
	5万	2年	1,200,000 円		400,000 円
	4万	3年	1,440,000 円	9年	480,000 円
	5万	3年	1,800,000 円		600,000 円
高等専門学校※	2万	5年	1,200,000 円	15年	160,000 円
	3万	5年	1,800,000 円		240,000 円

※高等専門学校においては、高等学校に相当する3年間は免除対象としない。

申込方法

申請時に下記の書類を提出ください。

① 奨学金償還免除事前申請書（日光市のホームページからダウンロードできます）
② 就労証明書（日光市のホームページからダウンロードできます）
③ 住民票本人写し

※現在、奨学金の貸与を受けている方は、**償還開始時に申請**してください。
※事前申請書提出後、５年間の定住、就労及び市税・奨学金の滞納がないことが確認された時点で、再度申請が必要になります。